

## 水銀使用製品産業廃棄物の対象物（平成31年3月3日改正）

次の①～③に該当する製品が産業廃棄物になったもの

区分①：水銀使用製品のうち下表に掲げるもの

1	水銀電池		23	放電管(水銀が目視で確認できるものに限り、放電ランプ(蛍光ランプ)及びHIDランプを含む。)を除く。)	×
2	空気亜鉛電池		24	水銀抵抗原器	
3	スイッチ及びリレー(水銀が目視で確認できるものに限る。)	×	25	差圧式流量計	
4	蛍光灯(冷陰極蛍光灯及び外部電極蛍光灯を含む。以下同じ。)	×	26	傾斜計	
5	HIDランプ(高輝度放電ランプ)	×	27	水銀圧入法測定装置	
6	放電ランプ(蛍光灯及びHIDランプを除く。)	×	28	周波数標準機	×
7	農薬		29	ガス分析計(水銀等を標準物質とするものを除く。)	
8	気圧計		30	容積形力計	
9	湿度計		31	滴水水銀電極	
10	液柱形圧力計		32	参照電極	
11	弾性圧力計(ダイヤフラム式のものに限る。)	×	33	水銀等ガス発生器(内蔵した水銀等を加熱又は還元して気化するものに限る。)	
12	圧力伝送器(ダイヤフラム式のものに限る。)	×	34	握力計	
13	真空計	×	35	医薬品	
14	ガラス製温度計		36	水銀の製剤	
15	水銀充满圧力式温度計	×	37	塩化第一水銀の製剤	
16	水銀体温計		38	塩化第二水銀の製剤	
17	水銀式血圧計		39	よう化第二水銀の製剤	
18	温度定点セル		40	硝酸第一水銀の製剤	
19	顔料	×	41	硝酸第二水銀の製剤	
20	ボイラ(二流体サイクルに用いられるものに限る。)		42	チオシアン酸第二水銀の製剤	
21	灯台の回転装置		43	酢酸フェニル水銀の製剤	
22	水銀トリム・ヒール調整装置		19の項に掲げる水銀使用製品は、水銀使用製品が塗布されるものに限り×印に該当する。		

区分②：①を材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品（上表の右欄に×印のあるものを除く。）

区分③：①、②の他、水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている水銀使用製品

※上表の3, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 21, 22, 23, 25, 26, 30, 31, 34 の他、浮ひょう形密度計、積算時間計、ひずみゲージ式センサ、電量計、ジャイロコンパスは、水銀を回収できる施設で処分を行う必要があります。

### ＜水銀使用製品産業廃棄物に係る処理基準の追加＞

項目	必要な措置
処理の委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>水銀使用製品産業廃棄物の収集運搬又は処分の許可を受けた者に委託</li> <li>水銀回収が義務付けられているものの処理を委託する場合は、水銀回収が可能な事業者へ委託</li> </ul>
保管	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等の措置</li> <li>保管場所に設ける掲示板の「廃棄物の種類」の欄に水銀使用製品産業廃棄物が含まれる旨を記載</li> </ul>
収集・運搬	破砕することのないよう、また、他の物と混合するおそれのないように区分
処分・再生	<ul style="list-style-type: none"> <li>水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように措置</li> <li>水銀回収が義務付けられているものについては、ばい燃設備によるばい燃又は水銀の大気飛散防止措置をとった水銀を分離する方法により水銀を回収</li> <li>安定型最終処分場への埋立は禁止</li> </ul>

## 水銀含有ばいじん等の対象物

### <水銀含有ばいじん等の対象>

廃棄物の種類	水銀含有ばいじん等の対象
燃え殻， 鉱さい， ばいじん， 汚泥	水銀 <sup>注</sup> を 15mg/kg を超えて含有するもの
廃酸， 廃アルカリ	水銀 <sup>注</sup> を 15mg/L を超えて含有するもの

注)水銀化合物に含まれる水銀を含む。

※水銀汚染物のうち，従来からの特別管理産業廃棄物に該当するものは，「水銀含有ばいじん等」に該当しない。

### <水銀回収義務付け対象>

廃棄物の種類	水銀回収義務の対象
燃え殻， 鉱さい， ばいじん， 汚泥	水銀 <sup>注</sup> を 1,000mg/kg 以上含有するもの
廃酸， 廃アルカリ	水銀 <sup>注</sup> を 1,000mg/L 以上含有するもの

注)水銀化合物に含まれる水銀を含む。

※水銀含有ばいじん等，及び特別管理産業廃棄物両方について，上記の条件に該当するものは，水銀回収の義務の対象となる。

### <水銀含有ばいじん等に係る処理基準の追加>

項目	必要な措置
処理の委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「水銀含有ばいじん等」の収集運搬又は処分の許可を受けた者に委託</li> <li>・水銀回収が義務付けられているものの処理を委託する場合は，水銀回収が可能な事業者へ委託</li> </ul>
保管	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保管場所に設ける掲示板の「廃棄物の種類」の欄に水銀含有ばいじん等が含まれる旨を記載</li> </ul>
処分・再生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように措置</li> <li>・水銀回収の対象となる水銀含有ばいじん等については，ばい燃設備によりばい燃，又はその他の加熱工程により水銀を回収</li> </ul>

※収集運搬については，一般的な収集運搬の基準に加え，水銀が常温で揮発することに鑑み，以下の点にも留意すること。

- ・ 蓋付の容器に入れる，二重に梱包する，シートで覆う等，運搬中に揮発した水銀が運搬容器又は梱包から漏れることのないような措置を検討すること。
- ・ 高温にさらされないために必要な措置を講ずること。